

始良市空き家リフォーム補助事業

～ 主な対象基準表 ～

	No.	増改築の内容	備 考
対 象	1	既存の住宅の改築	増築・移築は対象外
	2	浴室、洗面室、トイレの改修工事	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外 トイレ、浴室は増築・移築も可
	3	システムキッチンの設置	
	4	機械設備工事(給排水衛生・換気)	リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。
	5	電気設備工事	
	6	オール電化住宅工事	
	7	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	8	外壁の張り替えや塗装工事	
	9	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
	10	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	
	11	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	12	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え	表替え、裏返し含む
	13	雨どい等の取り替えや修理	
	14	建具・開口部の取り替えや新設工事	
	15	造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)	
	16	防音工事	防音天井、防音壁、防音サッシの改修等
一 部 対 象	17	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	18	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	19	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	20	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象
対 象 外	21	車庫、物置・倉庫等の工事	敷地内別棟の増築も対象外
	22	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
	23	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	24	植樹、剪定等の植栽工事	
	25	雨水タンク・雨水浸透ますの設置工事	
	26	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	27	防犯ライト・カメラの設置工事	
	28	電話、インターネット、テレビアンテナ(地上デジタル)の設置・配線工事	
	29	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具、家具等の購入・設置	天井埋め込み形の照明器具等も対象外
	30	消火器等消防用品や各種防災用品・警報器の購入・設置	
	31	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	32	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	33	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	34	浴室、トイレ以外の部分の移築・増築	

※この表に提示していない工事については、個別に確認します。

※改修工事を伴わない機器、備品等の購入・設置や本市の他の補助制度を利用している部分は対象外。